

リフォームプラン

令和4年4月1日現在

商品名	リフォームプラン
ご利用いただける方	安定継続した収入がある申込時年齢が満20歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
資金使途	<p>申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <ul style="list-style-type: none">① リフォーム（増改築・修繕）資金及びそれに伴う諸費用 ※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等② 当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたリフォームローン（無担保）の借替資金③ 当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借り替えたものの借替資金（※①または②と合わせた申込に限ります）④ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金（①と合わせた申込で100万円以内） <p>【対象となる自宅の条件】 申込人もしくはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの（当金庫貸付もしくは他行住宅ローンにかかるものを除きます）</p>
ご融資限度額	1,000万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上 15年以内
ご融資利率	<p>年5.7%（保証料込） （団体信用生命保険を付保される場合は年6.1%）</p> <ul style="list-style-type: none">・ポイントサービス会員で最大2.5%金利引き下げ・介護関連の購入・設置の場合は0.2%金利引き下げ・エコ関連設備の購入・設置の場合は、更にご融資利率が低いリフォームプラン・エコを利用できます。 <p>※各金利優遇サービスの重複はできません</p>

リフォームプラン

<p>ご返済方法</p>	<p>① 毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分は、ご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします</p> <p>② 元金返済の据置は6ヶ月以内です</p>
<p>保証人・担保</p>	<p>原則として不要です</p>
<p>その他</p>	<p>ご融資金は、工事契約先等へ振込とさせていただきます 保証金額の20%または50万円のいずれか大きい額までは、金庫の判断で振込をしなくても可とします（支払済資金は除きます）</p> <p>留意事項 次のいずれかに該当するものは、リフォームプランの対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親(配偶者の親を含む)、子
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。